

附則第5条による改正

瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第7号) 新旧対照表

新	旧				
附 則(平成26年条例第7号) 第1条から第5条 略 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る瑞穂町税賦課徴収条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	略		附 則(平成26年条例第7号) 第1条から第5条 略 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税<u>の種別割</u>に係る瑞穂町税賦課徴収条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	略	
略					
略					